高齢者昇降機設置費助成Q&A

以下の内容は、お問い合わせの多い質問をまとめたものです。

Q1 住宅改修等コーディネーターはどのようなことを行うのですか?

A 対象者宅に訪問し本人の身体状況や家屋状況、本人の自宅での生活状況等を確認します。 対象者に適した改修になるようアドバイスするとともに、見積価格や工事が適正なものである か審査を行います。住宅改修等コーディネーターの審査結果を踏まえ、区が住宅改修の給付助 成を決定します。

Q2 住宅改修等コーディネーターは必ず利用しなければいけないですか?

A 利用は必ず必要です。身体状況を考慮した優良な改修工事が行われるよう、高齢者自立支援 住宅改修等コーディネート事業利用申請を行った後に、高齢者昇降機設置費助成申請を受付け ます。

Q3 事前調査時に、本人は不在でもいいですか?

A 必ず、ご本人の立ち会いが必要です。ご本人立ち会いの下、ご本人に適した住宅改修になるよう、住宅改修コーディネーター、相談センター職員が事前の調査を行います。

Q4 昇降機等の「確認済証」又は「建築基準法第12条第5項に基づく報告書」は、どのよう に取得するのですか?

A 昇降機等の「確認済証」又は「建築基準法第12条第5項に基づく報告書」の取得には、 港区建築課建築設備担当の窓口で申請が必要です。

申請の際、図面等の書類の提出が必要ですので、施工業者とご相談ください。

Q5 昇降機等の「確認済証」又は「建築基準法第12条第5項に基づく報告書」の写しはいつ 提出すればよいですか?

A 高齢者自立支援住宅改修等コーディネート事業利用申請時に提出してください。

昇降機等の「確認済証」又は「建築基準法第 12 条第 5 項に基づく報告書」が提出され、昇降機が設置できる建物であると確認ができてから、高齢者自立支援住宅改修等コーディネーターの現場調査となります。

※昇降機等の「確認済証」又は「建築基準法第 12 条第 5 項に基づく報告書」が提出された場合であっても、消防法等法律に抵触する場合は設置できません。

Q6 昇降機又はホームエレベーターの取付けを行いましたが、今から申請をして補助を受けることはできますか?

A 工事前に身体状況や工事箇所の確認をし、住宅改修の必要性や工事内容の審査などを行い、 決定を受けた方のみが対象となります。そのため、着工後の申請は対象となりません。

Q7 借家ですが高齢者昇降機設置費助成の対象となりますか?

A 昇降機は、転居後に取り外される可能性が高いため、原則対象となりません。

Q8 現在、入院中ですが退院までに昇降機又はホームエレベーターをつけたいと思います。申 請はできますか?

A 入院期間の延長等も考えられることから、原則、申請は退院後に行っていただきます。すでに、退院日が決まっている場合は、本人の身体状況などを確認したうえで、申請の受付けができる場合もありますので、ご相談ください。

Q9 これから新居に引っ越しますが、階段の昇降が難しいため、昇降機又はホームエレベーター 一を設置したいと思います。申請はできますか。

A 住む前の住宅への設置は対象になりません。本事業は、現在住んでいる住宅に昇降機を設置することにより、自立してお過ごしいただくための事業です。

Q10 工事事業者は区が指定した施工事業者でなければいけないですか?

A 港区では施工業者の指定はしていません。

港区が契約している住宅改修等コーディネーター(Q1、Q2参照)が、施工業者に対し、申請者の身体状況に適合した改修内容になるようアドバイスをするとともに、見積価格や施工が適正であるか審査する仕組みです。

Q11 家の玄関から道路までの階段に昇降機の設置をしたいのですが、対象となりますか?

A 昇降機設置を検討している敷地部分が、ご自身の所有されている土地であれば対象となります。設置可能かどうか、道幅等の確認については、施工業者とも事前にご相談ください。

Q12 持ちビルを所有しているのですが、1階と2階に店舗が入っています。自宅は3階です。 昇降機の設置はできますか。

A 設置は可能です。

ただし、共有部分は設置ができません。店舗とは別の独立した階段であれば、すべての階の昇降機が助成対象となります。店舗と自宅共通の階段である場合、その階段は共有部分となるため、1階と2階部分については助成対象外です。店舗ではなく、賃貸物件の場合も同様です。

Q13 工事が完了し、完了確認の調査時、家族だけでの立ち会いは可能ですか?

A 必ず、ご本人の立ち会いが必要です。ご本人立ち会いの下、実際に使用していただいて、住宅改修等コーディネーターと高齢者相談センター職員が完了確認の調査を行います。